感染リバウンド防止対策の延長

1. 趣旨

本県の感染状況は1週間移動平均が140人を超え、人口10万人当りでステージⅢの水準に入るなど、感染増加局面にある。このため、感染拡大防止を図るため、現在行っている感染リバウンド防止対策について、一部地域の時短要請を強化した上で延長する。 併せて、まん延防止等重点措置区域の指定を国に要請する。

2. 感染リバウンド防止対策の延長

・延長期間:現行の国の対処方針実施期間を踏まえ、8/22(日)まで延長

・時短要請: 地域の感染状況等を踏まえ、東播磨地域及び姫路市の飲食店等への時短要請 を強化(21 時 30 分→20 時 30 分)

	区	分		感染リバウンド防止対策(まん延	防止等重点措置実施区域指定までの間)	
					(特措法第 24 条第 9 項)	
区			域	県全域		
延	長	期	間	<u>8/1(日)~8/22(日)[22 日間]</u> (現行:7/12(月)~7/31(土)) ※国対処方針の実施期間 8/22 まで延長		
外	出	自	粛	○感染拡大地域との不要不急の往来の自粛		
		_		○県境を超えた不要不急の往来の自粛 等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
飲	食	店	等	神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市 東播磨(明石市除く)地域、姫路市 [全体として前回のまん延防止等重点措置 地域と同じエリアに拡大]	北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨 但馬・丹波・淡路地域	
				○時短要請	○時短要請	
				・時短要請: 5 時~20 時 30 分	・時短要請: 5 時~21 時 30 分	
				・酒類提供:11 時~19 時 30 分	・酒類提供:11 時~20 時 30 分	
○感染対策徹底・酒類提供の場合の「一定の要件」遵守・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨・カラオケ設備の利用自粛の協力依頼			の推奨			
多数利用施設		設	神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市 東播磨(明石市除く)地域、姫路市	北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨 但馬・丹波・淡路地域		
				○時短協力依頼:5時~20時30分	〇時短協力依頼:5時~21時30分	
			○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請○業種別ガイドラインを踏まえた感染対策の徹底			
イベント開催 ○国の開催基準に		催	○国の開催基準に準拠			
				・収容定員:50%以内(大声を出さない場合 100%以内)		
			・人数上限:1 万人(収容定員の50%以内(≦1万人)又は5千人以下のいずれか大きい方)			
出動抑制		制	○在宅勤務(テレワーク)の推進 等			